

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

第九十三回国 8 会	番号	件名	提出	提出 月 日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月 日	参 議 院	衆 議 院	備考
		地方公務員法の一部を改正する法律案		五五、一〇、六	五六、一〇、三〇 送付	付 委員 託 議 決 可 決	付 委員 託 議 決 可 決	

地方公務員法の一部を改正する法律案（第九十三回国会閣法
第八号、第九十四回国会衆議院送付）（本院継続審査）

一一、一三 衆可決

要旨

本法律案は、第九十四回国会で成立した「国家公務員法の一部を改正する法律」と同様、地方公務員に定年制度を設けることを主な内容とするもので、その概要は次のとおりである。

一、定年による退職

1 職員（臨時的職員等を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日

九十三回国会 五五、一〇、六 内閣提出

衆継続審査

九十四回国会 五六、四、一六 衆本会議趣旨説明

五、二二 衆修正

五、二五 参本会議趣旨説明

参継続審査

九十五回国会 五六、一〇、三〇 参可決

までの間で条例で定める日に退職する。

2 職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める。ただし、職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さないと認められる場合には、国の職員等との権衡を失しないように考慮を払い、条例で別の定めをすることができる。

二、定年による退職の特例

任命権者は、条例の定めるところにより、定年により退職する職員の職務の特殊性または職務遂行上の特別の事情からみてその退職が公務の運営に著しい支障を生ずると認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続き勤務させることができる。この場合、一年を超えない範囲内で期限を延長できるが、三年を超えることはできない。

三、定年退職者の再任用

任命権者は、条例の定めるところにより、定年により退職した者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保する上で必要があると認めるときは、一年を超え

ない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合、任期は一年を超えない範囲内で更新できるが、三年を超えることはできない。

四、施行期日

昭和六十年三月三十一日から施行するが、次の五の1の措置は、公布の日から施行する。

五、その他

1 定年制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進等の必要な準備を行う。そのため地方公共団体の長は任命権者と必要な連絡、調整等を行う。

2 定年制度が実施される日の前日までに定年に達する職員は、定年制度が実施される日に退職するが、これらの職員についても勤務の延長及び再任用の措置をとることができる。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する県費負担教職員の再任用について所要の読替え規定を設ける。

なお、第九十四回国会に衆議院において附則第四条から

第六条までの規定中「昭和五十五年法律第 号」を「昭和五十六年法律第 号」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、第九十四回国会で成立した国家公務員法の一部を改正する法律と同様、行政の一層の効率的運営を図るため地方公務員についても定年制度を設けることとし、定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めること、職員は定年に達した日以後の最初の三月三十一日までの間の条例で定める日に退職すること、定年退職の特例として勤務の延長及び定年退職者の再任用制度について所要の規定をすること、これらの改正は昭和六十年三月三十一日に施行することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、前国会の質疑に引き続き、今国会では内閣総理大臣、自治大臣、人事院総裁、その他政府当局に対し質疑し、また参考人の意見を求める等慎重に審議を行いました。その間、現行制度の立法過程、自治権との関係、定年制導入の必要性、団体交渉事項の範囲、高齢化の進行と定年制、条例準則の内容、再就職のあっせん等

の諸問題について熱心な論議を行ったのであります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より賛成、日本社会党を代表して佐藤委員、日本共産党を代表して神谷委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、将来、定年年齢の改正が必要とされる場合には改めて検討するものとする五項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。